

○松田町公園条例

(平成5年6月24日条例第19号)

改正 平成8年3月25日条例第4号 平成9年3月31日条例第6号
平成20年3月19日条例第6号 平成25年2月15日条例第9号
平成29年10月11日条例第14号 平成30年6月22日条例第23号
令和3年3月23日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、松田町立公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めて、町立公園の健全で持続可能な発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公園」とは、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する公園又は緑地、その他町が設置し管理する公園又は緑地をいう。

2 この条例において公園施設とは、法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

(公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第3条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第5条の定めるところによる。

(住民1人当たりの公園の敷地面積の標準)

第4条 町の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(町が設置する公園の配置及び規模の基準)

第5条 町が次に掲げる公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて町における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする

公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第6条 法第4条第1項の条例で定める一の公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(運動施設の敷地面積の基準)

第7条 政令第8条第1項の条例で定める割合は100分の50とする。

(公園の設置、区域の変更及び廃止)

第8条 町長は、公園を設置するときは、その名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

- 2 町長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、その名称、位置、変更に係る区域及び区域の変更又は廃止に係る期日を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

(行為許可等)

第9条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、第12条第3項又は第14条第1項の許可された事項の範囲内については、この限りでない。

- (1) 物品を販売し、又は配布すること。
 - (2) 業として、写真又は映画を撮影その他これらに類する行為をすること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して使用すること。
 - (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長が必要と認めた事項を記載した申請書を、町長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。
- 5 町長は、第1項又は第3項の許可に、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第10条 公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第9条第1項若しくは第3項、第12条第3項又は第14条第1項の許可された事項の範囲内については、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 家畜を放つこと。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (7) ごみその他の汚物を捨てること。
- (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) 指定された場所及び時間以外の場所及び時間に車を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (10) 指定された場所以外で花火、たき火等火気を使用すること。
- (11) キャンプを行うこと。
- (12) 公園をその用途以外に使用すること。
- (13) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第 11 条 町長は、公園の損傷その他の理由によりその必要が認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(町以外の者の公園施設の設置等)

第 12 条 町長は、その管理に係る公園に設ける公園施設で、自ら設け又は管理することが不適當又は困難であると認められるものに限り、町以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。

2 公園施設が売店、軽飲食店、駐車場その他有料で公開される施設である場合において、当該施設の設置又は管理をする者は、その販売品目、料金等を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ町長に承認を得なければならない。

3 町以外の者が、公園施設を設け、又は管理しようとするときは、第 13 条で定める事項を記載した申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 町以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、10 年をこえることができない。これを更新するときの期間も同様とする。

(公園施設の設置、管理等の許可の申請書の記載事項)

第 13 条 前条第 3 項で定める申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設設置の許可を受けるとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。)

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所

オ 公園施設の構造

カ 公園施設の管理方法

キ 工事实施の方法

ク 工事の着手及び完了の時期

ケ 公園の復旧方法

コ その他町長の指示する事項

(2) 公園施設管理の許可を受けるとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 管理の目的

ウ 管理する公園施設

エ 管理の期間

- オ 管理の方法
- カ その他町長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 既に受けた許可の年月日及び許可番号
- ウ 変更事項及び理由
- エ その他町長の指示する事項

(公園の占用許可)

第 14 条 公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)を設けて公園を占用しようとするときは、第 15 条で定める事項を記載した申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、その変更が第 16 条で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

2 町長は、前項の許可申請に係る物件が次の各号に掲げるものに該当し、公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものに限り許可を与えることができる。ただし、占用物件の外観、構造等については、政令第 15 条の規定を準用する。

- (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- (4) 郵便差出箱又は公衆電話所
- (5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
- (6) 競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める占用物件

3 公園の占用期間は 10 年をこえない範囲内とし、政令第 14 条の規定を準用する。

(占用の許可申請の記載事項)

第 15 条 前条第 1 項で定める申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用許可を受けるとき。
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 占用物件の管理方法
 - ウ 工事実施の方法
 - エ 工事の着手及び完了の時期
 - オ その他町長の指示する事項
- (2) 許可事項変更の許可を受けるとき。

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 既に受けた許可の年月日及び許可番号
- ウ 変更事項及び理由

(軽易な変更)

第16条 第14条第1項ただし書に規定する軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の様式替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該申請者が当該占用の目的に付随して行うもの

(設計書等)

第17条 第12条第3項又は第14条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に設計書、仕様書その他町長が必要と認める図書を添付しなければならない。

(連帯保証人)

第18条 町長は、第12条第3項の許可に際し、必要があると認められるときは、町長が認める連帯保証人を立てさせることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第19条 第9条第1項若しくは第3項、第12条第3項、第14条第1項又は第25条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできない。

(監督処分)

第20条 町長は、次の各号の1に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 町長は、公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は公園を損傷した行為若しくは公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

3 町長は、次の各号の1に該当する場合は、この条例の規定による許可を受けた者に対し、第1項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障を生じた場合
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

(届出)

第 21 条 次の各号の 1 に該当する場合には、当該行為をした者は、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 第 12 条第 3 項又は第 14 条第 1 項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第 1 号に掲げる者が、公園施設を設け又は管理する期間若しくは公園の占用の期間が満了したとき、公園施設の設置又は管理若しくは公園の占用の廃止により、公園を原状に回復したとき。
- (4) 第 20 条第 1 項又は第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する必要な措置を命じられた者が、命じられた工事を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(入園料)

第 22 条 入園者は、別表第 1 に定める入園料を納付しなければならない。ただし、町民及び町民以外の者が町内に在勤する者は、当該入園料を免除する。

(入園料の減免)

第 23 条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、入園料の全部または一部を免除することができる。

(入園料の不還付)

第 24 条 既に納付された入園料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由により還付することが適当と認めるときは、この限りではない。

(使用料の額)

第 25 条 町の管理する公園施設で、別表第 2 に掲げる施設(以下「特定公園施設」という。)を専用使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 前項で定める特定公園施設を専用使用しようとする者は、別表第 3 に掲げる使用料を納付しなければならない。
- 3 特定公園施設の専用使用に関し必要な事項は規則で定める。

(使用料の減免)

第 26 条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部または一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第 27 条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の 1 に該当する場合は、町長はその全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責に帰さない理由により、使用することができないとき。
- (2) 使用者が使用開始の 3 日前までに使用の取り消しを申し立て、相当の理由があると認められるとき。
- (3) その他町長において、特別の理由があると認められるとき。

(管理の委託)

第 28 条 町長は、公園の目的を効果的に達成するため必要があると認められるときは、公園の管理を委託することができる。

(管理の代行)

第 29 条 町長は、公園の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公園の管理を行わせるものとする。

2 前項の規定により公園施設の管理を指定管理者が行う場合は、前条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとし、前条までの規定及び別表中、「入園料」又は「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 公園の維持管理に関する業務
- (2) 公園の利用の許可に関する業務
- (3) 公園の利用料金の収受に関する業務
- (4) 上記業務に付随する業務

(利用料金)

第 30 条 前条第 1 項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、町長は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、公園の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限とした範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第 31 条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、町長の承認を得て、前条第 2 項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 32 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。
- 2 松田町立公園の設置及び管理に関する条例(昭和58年松田町条例第17号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、既に町が設置している公園は、この条例の施行の日において、この条例の公園となる。

附 則(平成8年3月25日条例第4号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第6号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前になされた届出、申込みその他の行為は、この条例による相当規定になされたものとみなす。

(松田町公園条例の一部を改正する条例)

- 3 松田町公園条例(平成5年松田町条例第19号)の一部を次のように改正する。別表第1及び別表第2中子どもの館の項を削る。
- 4

附 則(平成25年2月15日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月11日条例第14号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月22日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第22条関係)

入園料

公園の名称	区分		単位	金額
西平畑公園	入園料	18歳以上	1回	300円
	入園料	6歳以上 18歳未満	1回	100円

備考 まつだ桜まつり期間に限る

別表第2(第25条関係)

公園の名称	特定公園施設
西平畑公園	ふるさと鉄道
	駐車場

別表第3(第25条関係)

使用料

公園の名称	区分		単位	金額
西平畑公園	ふるさと鉄道乗車料	12歳以上	1回	300円
	ふるさと鉄道乗車料	3歳以上 12歳未満	1回	200円
	駐車場(普通自動車以上)	町内居住者	1回	500円
	駐車場(普通自動車以上)	その他	1回	1,000円

ふるさと鉄道

団体(20人以上)の場合 20パーセント割引